

# 加茂市地域防災計画

(原子力災害対策編)

令和5年7月修正

加茂市防災会議



# 目次

## 【加茂市地域防災計画（原子力災害対策編）】

<b>第1章 総則</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 計画作成の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・	4
第3節 計画の基礎とするべき災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第4節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第6節 用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・	12
<b>第2章 原子力災害事前対策</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第1節 関係機関との連携による情報収集・連絡体制等の整備・・・・・・・・	15
第2節 災害応急体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第3節 屋内退避、避難体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	18
第4節 緊急時輸送活動体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第5節 原子力災害医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第6節 住民等への的確な情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	22
第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発・・・・・・・・	23
第8節 防災業務関係者の人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第9節 防災訓練等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第11節 複合災害時対応体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・	27
<b>第3章 緊急事態応急対策</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第1節 原子力災害対策本部等の組織・運営・・・・・・・・	29
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保・・・・・・・・	31
第3節 広域的応援対応・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第4節 住民等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・	33
第5節 避難・屋内退避実施に係る防護活動・・・・・・・・	34
第6節 治安の確保・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限・・・・・・・・	39
第8節 緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第9節 救助・救急及び消火活動・・・・・・・・	41
第10節 防災業務関係者防護対策・・・・・・・・	42
第11節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応・・・・・・・・	43
<b>第4章 複合災害対策</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	44
第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営・・・・・・・・	45
第2節 複合災害時における応急対策・・・・・・・・	46

第 5 章	災害中長期対策	48
第 1 節	基本方針	49
第 2 節	被災地域の復旧・復興	50
第 3 節	被災者の生活再建	51
第 4 節	産業への支援	52

---

作 成 令和 4 年 3 月 25 日

修 正 令和 5 年 7 月 27 日

# 第1章 総 則

## 第1節 計画作成の趣旨等

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、市、県、関係市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

### 第2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき加茂市防災会議が策定する加茂市地域防災計画を構成し、本市における原子力災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

加茂市地域防災計画は、この「原子力災害対策編」並びに「風水害等対策編」、「震災対策編」及び「資料編」で構成され、本編「原子力災害対策編」の構成は、次のとおりとする。

- 第1章 総則
- 第2章 原子力災害事前対策
- 第3章 緊急事態応急対策
- 第4章 複合災害対策
- 第5章 災害中長期対策

また、風水害等対策編と内容に変更のない計画については、風水害等対策編の計画を準用する。  
なお、この計画に定めのない事項については、「新潟県地域防災計画」に準ずる。

### 第3 他の計画との関係

この計画は、国の「防災基本計画」、「原子力災害対策指針」や「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」及び、他の法律に基づくこのほかの防災に関する計画と十分な調整を図る。

### 第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

この計画を修正した場合は、速やかに防災関係機関そのほか必要な機関等に通知するとともに災害対策基本法第42条第5項により、その要旨を公表する。

### 第5 計画の習熟等

市及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の事前対策、応急対策、複合災害対策及び災害中長期対策の推進体制を整える。

## 第6 用語の定義

### (1) 市民

市内に居住する人、旅行者や仕事などで市内に滞在している人、市内を車や列車で通過中の入など、市内のすべての人のことをいう。

### (2) 要配慮者

災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に配慮を要する者で、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者（観光客、ビジネス滞在者、車や列車で市内を通過する人を含む）等をいう。

### (3) 自主防災組織

防災に関する市民の責務を全うするため、市民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織をいう。

### (4) 自衛消防組織

消防法第8条の2の5に基づき一定規模を有する防火対象物の管理権限者に設置が義務付けられている防火対象物内の事業所における従業員により構成された自衛の消防組織をいう。

### (5) 避難行動要支援者

災害対策基本法において定義づけられた、高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいう。

### (6) 消防機関

加茂地域消防本部及び消防署のことをいう。

## 第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 防災関係機関及び市民の責務

#### (1) 加茂市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

また、危機事象発生時において、継続的に必要な最低限の業務や、復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画として業務継続計画（BCP）の整備に努める。

#### (2) 新潟県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から当該地域並びに当該市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (6) 市民

市民は、「自らの身は自分で守る」、「自分たちの地域の安全は自分たちで守る」ことが防災の基本であるとの自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

さらに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他の防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識の下に、積極的に自主防災活動を行う。

### 第2 各機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、加茂市、県並びに加茂市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体及び原子力事業者等原子力防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る原子力防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、「加茂市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編）」及び「新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）」によるほか、次表のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
加 茂 市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び教育訓練に関すること</li> <li>2 市民等に対する通信連絡網の整備に関すること</li> <li>3 市民等に対する原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</li> <li>4 事故状況の把握及び連絡に関すること</li> <li>5 市原子力災害対策本部等の設置・廃止に関すること</li> <li>6 市民等に対する広報に関すること</li> <li>7 市民等からの問い合わせに対する対応に関すること</li> <li>8 環境放射線モニタリングに関すること</li> <li>9 市民等の屋内退避、避難に関すること</li> <li>10 県の緊急時医療活動に対する協力に関すること</li> <li>11 市民等に対する飲食物の摂取制限に関すること</li> <li>12 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関すること</li> <li>13 市民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること</li> <li>14 市道の通行確保に関すること</li> <li>15 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関すること</li> <li>16 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること</li> <li>17 防災業務関係者の被ばく管理に関すること</li> <li>18 汚染物質の除去及び除染に関すること</li> <li>19 市民等に対する各種制限措置の解除に関すること</li> <li>20 損害賠償請求等に必要資料の整備に関すること</li> <li>21 風評被害等の影響の軽減に関すること</li> <li>22 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関すること</li> <li>23 心身の健康相談に関すること</li> <li>24 児童、生徒の屋内退避及び避難に関すること</li> <li>25 学校施設の屋内退避、避難施設としての使用協力に関すること</li> <li>26 児童・生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関すること</li> </ol>
新 潟 県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新潟県防災会議原子力防災部会に関すること</li> <li>2 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発及び防災関係機関等職員に対する教育訓練に関すること</li> <li>3 原子力防災に関する訓練の実施に関すること</li> <li>4 通信連絡網の整備に関すること</li> <li>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</li> <li>6 発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 原子力事業者からの報告の徴収、立入検査に関する事</li> <li>8 新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の整備及び維持に関する事</li> <li>9 県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関する事</li> <li>10 県原子力災害対策本部の設置・廃止に関する事</li> <li>11 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関する事</li> <li>12 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入に関する事</li> <li>13 他の都道府県及び関係機関への応援要請及び受入に関する事</li> <li>14 住民等からの問い合わせに対する対応に関する事</li> <li>15 環境放射線モニタリングに関する事</li> <li>16 住民等の退避、避難及び立入制限に関する事</li> <li>17 原子力災害医療措置に関する事</li> <li>18 飲食物の摂取制限等に関する事</li> <li>19 農業用水の汚染についての情報収集及び対応に関する事</li> <li>20 農林水産物についての災害情報及び各種措置に関する事</li> <li>21 輸送車両の確保及び必要物資の調達に関する事</li> <li>22 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関する事</li> <li>23 防災業務関係者の被ばく管理に関する事</li> <li>24 汚染物質の除去及び除染に関する事</li> <li>25 各種制限措置の解除に関する事</li> <li>26 市町村の原子力防災対策に関する指示、指導及び助言に関する事</li> <li>27 県管理一般国道及び県道の通行の確保に関する事</li> <li>28 損害賠償請求等に必要な資料の取りまとめに関する事</li> <li>29 風評被害等の軽減に関する事</li> <li>30 被災中小企業、被災農林水産業者等に対する支援に関する事</li> <li>31 心身の健康相談に関する事</li> <li>32 物価の監視に関する事</li> <li>33 教職員、児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導に関する事</li> <li>34 児童、生徒の屋内退避及び避難に関する事</li> <li>35 学校施設の退避、避難施設としての使用協力に関する事</li> </ul>
新潟県警察本部（加茂警察署）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 緊急かつ広域的な救助活動、市民等の避難誘導等に関する事</li> <li>2 警戒区域、防護対策を講ずべき区域における警戒警備に関する事</li> <li>3 交通規制、緊急輸送のための交通の確保に関する事</li> </ul>
加茂地域消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市民等の屋内退避、避難の誘導に関する事</li> </ul>

		<p>2 緊急時医療活動に対する協力に関すること</p> <p>3 救急活動の実施に関すること</p>
<p>原子力事業者</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p>1 原子力施設の防災管理に関すること</p> <p>2 従業員等に対する教育、訓練に関すること</p> <p>3 関係機関に対する情報の提供に関すること</p> <p>4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること</p> <p>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること</p> <p>6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること</p> <p>7 原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること</p> <p>8 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること</p> <p>9 汚染物質の除去等に関すること</p>

## 第3節 計画の基礎とすべき災害の想定

### 第1 基本方針

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

なお、防護対策を実施するに当たって留意すべき事項は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。

### 第2 発電所で想定される放射性物質の放出形態

発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。

これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し、長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等への沈着や、雨水等によるそれらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

さらに、事故による放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合など、複合的であることを十分考慮する必要がある。

### 第3 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質の放出や放射線量の上昇という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- (1) 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- (2) 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるできないこと。
- (3) 平時から放射線について基本的な知識と理解を必要とすること。
- (4) 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- (5) 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、市民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、市民等に屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防護対策との共通性又は類似性があるため、原子力災害対策の特殊性を考慮しつつ、一般的な防護対策と連携して対応する必要がある。

## 第4節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

### 第1 基本方針

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、原子力災害対策を実施すべき地域の範囲を県内全域とし、発電所の中心からの距離等に応じて区域等を区分している。

このことを踏まえ、加茂市において原子力災害対策を実施すべき地域の範囲は市内全域とし、原子力災害対策にあたっては、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置対応を基本としつつ、緊急時モニタリングの結果等から避難の対応が必要な場合の緊急時防護措置についても備えるものとする。

### 第2 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、下表のとおり区域等を分類している。

区域・地域名	発電所からの距離（目安）	基本の対応
即時避難区域（予防的防護措置を準備する区域） P A Z (Precautionary Action Zone)	発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5 km 圏	主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生後、避難指示を受けて直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（P A Z）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30 km圏外への避難を実施する。
避難準備区域（緊急時防護措置を準備する区域） U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone)	半径おおむね5～30 km圏	事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施する。 また、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で示される運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径おおむね30 km圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をでき



## 第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態は以下のとおり区分されている。

### (1) 情報収集事態

柏崎市又は刈羽村及びその周辺（柏崎市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近傍の市町村の震度を用いる。）において、震度5弱以上の地震が発生した段階、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階

### (2) 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で定める施設敷地緊急事態要避難者（※）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

※原子力災害対策指針において、以下のとおり定められている。

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的措置を実施すべき者として次に掲げるものをいう。

イ 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）

（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者

ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

### (3) 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

### (4) 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

## 第6節 用語の解説

この計画における主な用語の解説は次のとおりとする。

用 語	解 説
安定ヨウ素剤	放射線ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。
甲状腺	前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。
スクリーニング	原子力災害が起きた場合、市民等が放射性物質の付着、吸引がないかの検査をすること。
ブルーム	原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）を含んだ空気の一団のこと。
モニタリングポスト	放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 (備え付け型と追加の測定用の可搬型の2種類がある。)
環境放射線モニタリング	発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）がある。
緊急時対策支援システム（ERSS）	原子力災害が発生した場合、発電所から送られてくる情報に基づき、事故の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて事故の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータ等により解析・予測するシステムのこと。
避難所	被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。
避難経由所	広域避難者を適切な場所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設。
屋内退避	自宅等に待機し、万が一放射性物質の放出があったとしても屋内に留まることで被ばくを避けることを目的として実施するもの。
安全協定	原子力事業者と、立地道府県・市町村、隣接市町村等が住民の安全確保を目的に結ぶ紳士協定。 主な内容に、異常時における情報の迅速な連絡・通報、地方自治体による立入り調査・措置要求等があり、協定ごとに含まれる内容は異なる。 (県内の事例)

	<p>○新潟県・柏崎市・刈羽村・東京電力 （昭和58年10月28日締結）</p> <p>○28市町村（立地市村を除く）・東京電力 （平成25年1月9日）</p>
原子力災害対策指針	<p>原災法第6条の2第1項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために、原子力規制委員会が定めるもの。</p> <p>国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、原子力事業者、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等において、科学的、客観的判断を支援するために、専門的・技術的事項等について定めるもの。</p>
<p>O I L Operational Intervention Level （運用上の介入レベル）</p>	<p>環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準は、放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベル（O I L）として設定する。</p> <p>O I Lの具体的水準については、原子力規制委員会において検討し、原子力災害対策指針に記載される。</p>

## 第2章 原子力災害事前対策

## 第1節 関係機関との連携による情報収集・連絡体制等の整備

【担当及び関係課】 総務課
---------------

### 第1 計画の方針

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害が発生した場合に原子力防災に関する情報の収集・共有及び連絡を円滑に行うため、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な体制を整備する。

### 第2 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出

#### (1) 原子力事業者防災業務計画の意見聴取に対する回答

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について意見聴取があった場合は、速やかに意見を文書で回答する。

#### (2) 原子力防災要員の現況等の届出の受領

市は、原子力事業者における原子力防災要員の現況等の届出を県から受領する。

### 第3 安全協定の適切な運用による通報連絡の受領

市は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）に基づき、発電所の情報収集に努め、迅速な初動により住民の安全と安心の確保に努める。

### 第4 原子力防災専門官との連携

市は、必要に応じ、国の原子力防災専門官と連絡調整を図り、実効性のある原子力防災体制を確保する。

### 第5 災害応急体制整備計画

市は、発電所等において警戒事態が発生し、その後原子力災害に至り、その影響が地域に及ぶ場合又はそのおそれがある場合（以下「緊急時」という。）及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

- (1) 関係機関、民間事業者等との連携強化
- (2) 応急・復旧活動に必要な資機材の確保
- (3) 公共用地、国有財産の有効活用
- (4) 放射性物質の除染に関する資料の収集・整備

### 第6 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、県内市町村、原子力事業者及びその他関係機関との間において、確実な情報収集及び連絡体制の構築をあらかじめ図るとともに、情報通信手段を確保する。

その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。

- (1) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口
- (2) 防護対策の連絡方法
- (3) 関係機関等の連絡先

## 第7 情報の分析整理

- (1) 人材の育成及び専門家の活用

市は、収集した情報を的確に分析整理するために職員の育成に努めるとともに、必要に応じ国、県を通じて専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

- (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用が円滑に実施されるよう国、県とともに情報の共有化に努める。

## 第8 通信手段・経路の多様化

市は、国、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ多様な緊急時通信連絡網の整備に努める。

## 第2節 災害応急体制の整備

【担当及び関係課】	◎総務課、消防本部
-----------	-----------

### 第1 計画の方針

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

### 第2 職員参集体制の整備

市は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合に速やかに警戒・災害対応配備をとるため、職員の非常参集や情報の収集・連絡を行える体制をあらかじめ整備するとともに、原子力災害対応に備えたマニュアル等を作成する。

### 第3 防災関係機関相互の連携・協力体制

市は、平常時から国、県、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各機関の役割をあらかじめ定め、相互の連携・協力体制の強化に努める。

### 第4 専門家の派遣要請

市は、必要に応じて、国、県、原子力事業者及び防災関係機関に対して専門的知識を有する職員の派遣を要請するための体制の整備を図る。

### 第3節 屋内退避、避難体制の整備

【担当及び関係課】 全課（◎総務課）

#### 第1 計画の方針

市は、原子力災害が発生した際に、放射性プルームの通過による被害を軽減する措置として、屋内退避を実施することを基本とし、市内で避難が必要になった場合には、発電所における事故の規模・態様及び風向きや距離等を考慮のうえ、適切な避難が実施できるよう、屋内退避及び避難等に関する対応についてあらかじめ定める。

また、県、国及び防災関係機関と連携し、円滑に避難等の対応を実施することができるよう、的確に情報を共有できる体制を整備する。

#### 第2 屋内退避等実施体制の整備

市は、屋内退避が必要な場合に備え、屋内退避等の判断基準、住民等への情報伝達方法等についてあらかじめ定める。

#### 第3 避難実施体制の整備

市は、避難が必要な場合に備え、避難指示の発令基準や避難先、住民等への情報伝達方法、避難方法についてあらかじめ定める。

#### 第4 市外からの避難者の受入れ体制の整備

即時避難区域（PAZ）など緊急性の高い区域から段階的に市町村の区域を越えた広域避難が行われることになるため、迅速・円滑な避難受入れができるよう屋内退避・避難受入れ体制の整備を図る。

なお、市の境界を越えた広域の避難計画の策定は、国及び県が中心となって市町村間の調整を図るものとする。

#### 第5 要配慮者等の屋内退避・避難支援体制の整備

市は、要配慮者等が円滑に屋内退避・避難等を行えるよう、防災関係機関・施設管理者と連携して避難誘導や情報伝達体制を整備する。

##### (1) 要配慮者の屋内退避・避難支援体制の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達、適切な屋内退避、避難誘導を行うため、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、支援体制を整備する。

##### (2) 医療機関、社会福祉施設、学校等施設等における避難計画等の整備

病院等医療機関、社会福祉施設、学校等施設等の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における屋内退避計画及び避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画の作成に努める。

## 第6 避難所の整備及び確保への協力

市は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備を整備する。

併せて、男女双方及び性的少数者の視点や要配慮者のニーズ、感染症対策、愛玩動物対策にも十分配慮する。

## 第4節 緊急時輸送活動体制の整備

【担当及び関係課】 ◎総務課、建設課、消防本部

### 第1 計画の方針

市は、緊急時に備え、関係機関と協力し、必要な判断や助言を行う専門家等の移送や円滑な緊急物資の輸送に係る交通管理体制等を整備する。

### 第2 専門家の移送等の体制整備

市は、県が定める国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送や緊急物資の輸送への協力方法、手段等（最寄りのヘリポートの場所等）に基づき、専門家の移送や緊急物資の輸送に協力する。

### 第3 緊急輸送道路の確保体制の整備

#### (1) 緊急輸送路の確保体制の整備

市は、平素から県、道路管理者から情報提供を受けて輸送経路を適切に把握し、緊急輸送路の確保体制の整備に努める。

#### (2) 緊急時の配車等

市は、市保有車両及び市使用車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置をあらかじめ定めておく。

## 第5節 原子力災害医療体制の整備

【担当及び関係課】 ◎健康福祉課、総務課、消防本部

### 第1 計画の方針

市は、原子力災害が発生した場合に備え、救助・救急、医療、消火活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

### 第2 原子力災害医療体制の整備

#### (1) 協力要員の確保

市は、原子力災害医療に従事する要員を確保するため、県が実施する研修及び訓練に参加する。

#### (2) 救護所の支援

市は、県が屋内退避施設及び避難所に救護所を設置した場合、救護所の運営を支援するための体制を整備する。

#### (3) 健康相談体制

市は、国及び県とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

### 第3 救助・救急活動用等資機材の整備

市は、国、県から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、応急措置の実施に必要な救助・救急、消火活動用資機材並びに応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

## 第6節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

【担当及び関係課】 総務課
---------------

### 第1 計画の方針

市は、国、県及び防災関係機関と連携し、市民等に対して、災害対応の局面や場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

### 第2 住民等への事象発生後の経過等に応じた情報伝達

市は、関係機関と連携し、事象発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報の内容、伝達方法等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

### 第3 住民相談窓口の設置等

市は、必要に応じて住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備する。

### 第4 情報伝達手段の整備

市は、住民等への的確な情報を常に提供できるよう、多様な手段を用いた情報伝達の体制を整備する。

## 第7節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

【担当及び関係課】 ◎総務課、環境課、健康福祉課、教育委員会

### 第1 計画の方針

市は、原子力災害が発生した場合に備え、住民等が適切に行動できるよう、平常時から国、県及び原子力事業者と協力して、災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を図る。

### 第2 原子力防災に関する知識の普及と啓発内容

- (1) 放射性物質及び放射線の特性や原子力発電（所）の概要
- (2) 原子力災害とその特性に関すること
- (3) 緊急時に住民等が取るべき行動
- (4) 屋内退避や避難に関すること

### 第3 教育機関における原子力防災教育の充実

市は、市教育委員会等と連携し、教育機関における原子力防災に関する教育の充実に努める。

## 第8節 防災業務関係者の人材育成

【担当及び関係課】 ◎総務課、消防本部

### 第1 計画の方針

市は、原子力災害等が発生した場合に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、県、原子力関係機関及び防災関係機関が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、市職員、消防団員、自主防災組織等の防災業務関係者の人材育成に努める。

### 第2 研修の実施

市は、国、県、原子力関係機関等が実施する研修課程を有効に活用し、市職員を含めた防災業務関係者の研修の機会を確保する。

### 第3 研修項目

- (1) 放射性物質及び放射線の特性や原子力発電（所）の概要
- (2) 原子力災害とその特性に関すること
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (4) 環境放射線モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- (5) 原子力防災対策上の設備、機材及びその機能や重要性、操作に関すること
- (6) 緊急時に市、県、国等が講じる対策の内容に関すること
- (7) 緊急時に住民等が取るべき行動に関すること
- (8) 屋内退避や避難に関すること
- (9) 緊急時の広報に関すること

## 第9節 防災訓練等の実施

【担当及び関係課】 全課（◎総務課）
--------------------

### 第1 計画の方針

市は、国、県、県内各市町村その他防災関係機関及び原子力事業者の支援のもと、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、訓練の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を共同又は独自に策定し、定期的に訓練を実施する。

### 第2 訓練の実施

市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごとや各要素を組み合わせた訓練を県と共同又は独自に実施する。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時被ばく医療訓練
- (4) 住民に対する情報伝達訓練
- (5) 住民屋内退避・避難訓練（災害時避難行動要支援者の避難支援含む）
- (6) 消防活動訓練・人命救助活動訓練

### 第3 訓練の事後評価

市は、訓練の目的、チェックすべき項目の設定を行うとともに、訓練終了後、訓練の評価を行い、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に努める。

## 第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

【担当及び関係課】 ◎環境課、商工観光課、農林課、上下水道課

### 第1 計画の方針

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

### 第2 市民等への供給体制の確保

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等の設定がなされた場合における、市民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

## 第11節 複合災害時対応体制の整備

【担当及び関係課】 全課（◎総務課）
--------------------

### 第1 計画の方針

市は、原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化（以下「複合災害」という。）することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象に備えて、必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

### 第2 複合災害時対応体制の整備

市は、国、県、県内他市町村その他防災関係機関及び原子力事業者と協力し、次のとおり必要な体制を整備する。

- (1) 広域的応援体制の整備
- (2) 輸送経路及び手段体制の整備
- (3) 情報の収集・連絡体制等の整備
- (4) 原子力防災に関する知識の普及啓発
- (5) 研修及び訓練の実施
- (6) 避難実施体制の整備
- (7) 緊急輸送活動体制の整備
- (8) 市民等への的確な情報伝達体制の整備

## 第3章 緊急事態応急対策

## 第1節 原子力災害対策本部等の組織・運営

【担当及び関係課】 総務班

### 第1 計画の方針

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は災害警戒本部を設置する。

また、警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民の不安や動揺等の緩和を図るため、警戒体制をとる等適切に対応する。

### 第2 原子力災害対策本部等の設置基準

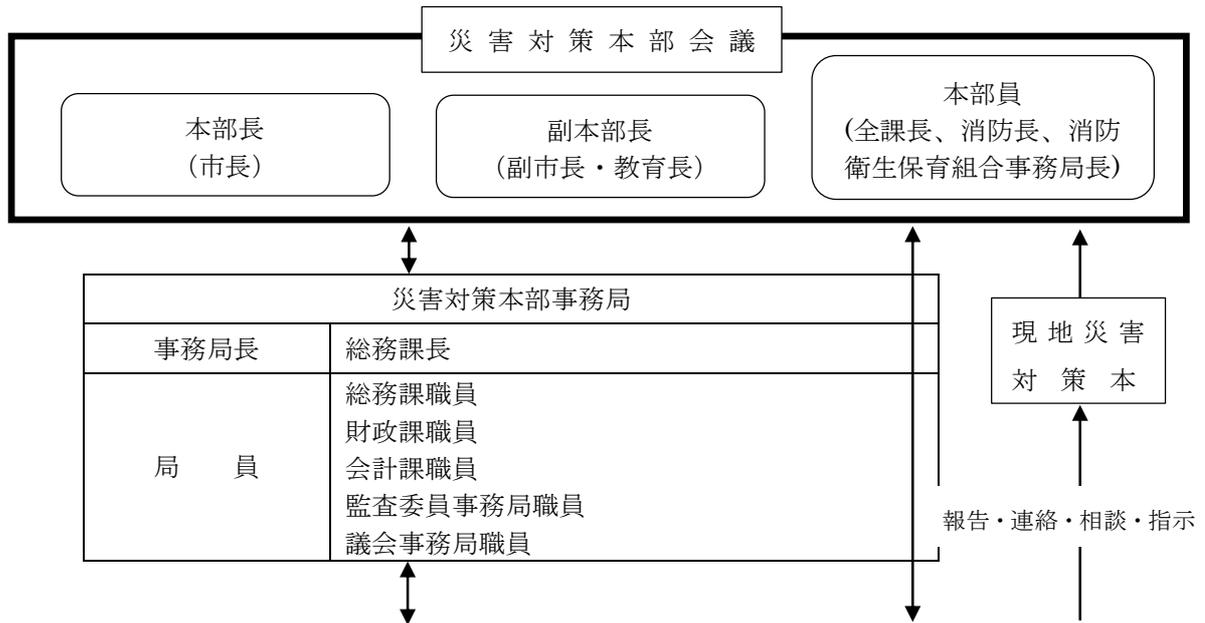
新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に定める県原子力災害対策本部等の設置基準に準拠し、次の設置基準を設ける。

配備体制区分	設置基準	緊急事態区分
第1次配備 (警戒本部 設置体制)	・安全協定に基づく異常時の連絡があったとき（第2次、第3次配備基準に該当する場合又は軽易な事由に係る連絡の場合を除く。）	情報収集事態
	・発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1 $\mu$ Sv/h（マイクロシーベルト）を超えたとき ・安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事象が認められるとき	警戒事態
	・県が警戒本部を設置したとき ・その他市長が必要と認めるとき	-
第2次配備 (対策本部 設置体制)	・発電所の事故により原災法第10条第1項に定める特定事象発生の通報があったとき	施設敷地 緊急事態
	・原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき	全面緊急事態
	・県が対策本部を設置したとき ・その他市長が必要と認めるとき	-

### 第3 原子力災害対策本部の組織・運営

災害対策本部の組織・運営については加茂市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編）第3章第1節の「災害対策本部の組織・運営計画」を準用する。

（参考）災害対策本部の全体組織図



班及び担当課	
総務班	班長：総務課長、副班長：財政課長 総務課、財政課、会計課、監査委員事務局、議会事務局
調査班	班長：税務課長、副班長：市民課長 税務課、市民課
産業班	班長：農林課長、副班長：商工観光課長 農林課、商工観光課、農業委員会事務局
福祉・衛生班	班長：健康福祉課長、副班長：環境課長 健康福祉課、こども未来課、環境課、長寿あんしん課、 加茂市・田上町消防衛生保育組合
土木・上下水道班	班長：建設課長、副班長：上下水道課長 建設課、上下水道課
文教班	班長：庶務課長、副班長：学校教育課長、社会教育課長 庶務課、学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課
消防班	班長：消防長 加茂地域消防本部、加茂地域消防署

#### 第4 原子力災害対策本部の解散

災害対策本部の解散の基準は以下のとおりとする。

- (1) 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言が解除されたとき
- (2) 災害対策本部長が、発電所の事故が収束し、災害応急対策が完了又は必要がなくなったと認めたとき

## 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

【担当及び関係課】	◎総務班、消防班
-----------	----------

### 第1 計画の方針

市、県及び防災関係機関は、原子力災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

### 第2 発電所の異常に関する情報の収集・連絡、緊急連絡体制

原子力事業者は、発電所の設備等の異常又は発電所周辺で自然災害が発生したときは、安全協定に基づき、国、県、県内市町村及びその他関係機関等に通報・連絡する。

また、原子力事業者は最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに国、県、県内市町村及びその他関係機関等に連絡する。

### 第3 応急対策活動情報の収集・連絡

原子力事業者は、市をはじめとする関係機関に、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況を定期的に連絡する。

市は、原子力事業者から連絡を受けたときは、応急対策のための情報収集を行うとともに、その連絡内容に応じて警戒体制等に入る。

また、市は、応急対策活動を行う場合は、関係機関にその活動状況等について随時報告する等、関係機関との連絡を密に行う。

### 第4 通信の確保

市は、原子力事業者からの通報・連絡に備え、通信手段の確保並びに整備を行う。

## 第3節 広域的応援対応

【担当及び関係課】 総務班
---------------

### 第1 計画の方針

市は、国及び県とともに、緊急時における災害応急対策要員や資機材等の確保について、必要に応じ、広域的な応援を要請し、災害応急対策を実施する。

### 第2 応援要請

防災関係機関の相互協力体制については、加茂市地域防災計画（風水害等対策編）第3章第3節の「防災関係機関の相互協力体制」を準用する。

### 第3 自衛隊の派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、加茂市地域防災計画（風水害等対策編）第3章第12節の「自衛隊の災害派遣計画」を準用する。

### 第4 防災活動拠点

市は、適切な役割分担のもとに長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点及び救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設を確保する。

### 第5 応援に係る留意事項

市は、応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合は、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議する。

## 第4節 住民等への的確な情報伝達活動

【担当及び関係課】 総務班

### 第1 計画の方針

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じるできないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

### 第2 迅速かつ的確な情報提供

#### (1) 迅速かつ的確な情報提供

市は、原子力事業者が公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報する。

広報にあたっては、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民が取るべき行動の指針等について広報するものとし、これらの情報が入手できない場合であってもその旨を広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。

#### (2) 定期的な情報提供

市は、住民等への情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努め、情報の空白期間が無いよう、状況に応じ特段の変化がなくとも、定期的に情報を提供する。

#### (3) 提供する情報内容

市は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリング等の結果、農林水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関等の情報、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報）を的確に提供する。

#### (4) 情報提供手段

市は、情報提供にあたって、かも防災・行政ナビ、加茂市防災・市民情報配信サービス、広報紙、広報車等によるほか、テレビ、ラジオ、新聞社等の報道機関の協力を求める。

また、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

### 第3 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

## 第5節 避難・屋内退避実施に係る防護活動

【担当及び関係課】 全班（◎総務班）

### 第1 計画の方針

市は、緊急時において、住民及び一時滞在者等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、避難・屋内退避等を指示した場合の対応等について定め、住民等の安全確保を図る。

### 第2 緊急時モニタリング

市は、放射性物質又は放射線の影響を把握するために、国や県等が緊急時モニタリング等を実施する場合は、これに協力する。

また、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、ホームページや様々な媒体を通じて住民等に緊急時モニタリングの結果を周知する。

### 第3 屋内退避等の実施

#### (1) 屋内退避等の実施

市は、内閣総理大臣が原子力災害緊急事態宣言を発令し、又は市長が必要と判断する場合は、住民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、市は、緊急時モニタリング結果等に基づき、O I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合もしくは国、県からの指示があった場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退き指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

#### (2) 屋内退避指示に係る情報伝達の実施

##### ア メール配信、報道機関等による情報伝達

市は、かも防災・行政ナビ、加茂市防災・市民情報配信サービス及び緊急速報メール等により、住民等に対し屋内退避指示の情報を伝達する。

また、報道機関に対して、屋内退避指示を発令した旨を連絡するとともに、住民等への広報について協力を依頼する。

イ 自主防災組織、民生委員・児童委員、市民等は、居住地域の要配慮者に対して、屋内退避指示の情報を伝達する。

#### (3) 避難手段等

市は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段・経路を検討し、円滑に避難できる手段・経路を指示する。

なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を求める。

また、自家用車両等の利用の困難な市民等については、市所有のバスのほか、県と連携して速やかに避難手段を確保する。

(4) 要配慮者等の支援

要配慮者等の支援については加茂市地域防災計画（風水害等対策編）第3章第27節の「要配慮者の応急対策」を準用する。

第4 他市町村からの避難者の受入れ

当市において屋内退避又は避難の必要がない段階において、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）が市町村の範囲を越えて広域的な避難が必要となった場合には、新潟県が定める「新潟県原子力広域避難計画」に基づき、広域避難の受入れを行う。

市は、県から避難区域の市町村の避難者の受入要請があった場合は、受入候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに受入先を選定し、受入先となる避難所等を開設する。

第5 避難所の開設・運営等

市及び避難市町村は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、避難所の開設・運営を行う。

なお、避難所の運営については加茂市地域防災計画（風水害等対策編）第3章第10節及び（震災対策編）第3章第8節の「避難所運営計画」を準用する。

第6 感染症流行下での防護措置

市は、新型コロナウイルスを含む感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の防護措置を行う。

O I L 防護措置について（「原子力災害対策指針」より抜粋）

基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4 不注意な経口摂取、皮膚感染からの外部被ばく等を防止するため、除染を講ずるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>*4</sup> 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間線量率である。実際の適用に当たっては、空間線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているベータ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検知器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、イモ類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 第6節 治安の確保

【担当及び関係課】 ◎総務班、福祉・衛生班、土木・上下水道班、加茂警察署

### 第1 計画の方針

市は、緊急時には、早期に体制を確立し、県警察等と相互に緊密な連絡のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪・火災の予防、交通の確保等の活動を行う。

### 第2 警戒区域の設定等

市は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市に警戒区域の設定を指示することができる。

### 第3 警戒区域への立入制限措置

県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限、もしくは禁止する措置を取る。

### 第4 交通対策活動

#### (1) 交通規制

ア 県警察及び道路管理者等は、警戒区域が設定された場合、市及び県と協力し交通規制を実施する。

イ 交通規制を実施したときは、ただちに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、交通情報板やメディア等の広報媒体を通じ、運転手等に周知徹底を図る。

#### (2) う回対策

県警察及び道路管理者は、警戒区域等の周辺における交通混雑の緩和を図るため、放射性物質の影響を考慮の上、う回地点を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を取る。

### 第5 警戒警備活動

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警戒を実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、市民等の不安解消に努める。

## 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限

【担当及び関係課】 ◎福祉・衛生班、産業班、土木・上下水道班

### 第1 計画の方針

市は、運用上の介入レベル（O I L）に基づく国からの指示により、地域生産物の摂取制限及び出荷制限など必要な措置を講じる。

### 第2 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づいた県の指示を受けた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置及びこれらの解除について、市民等への周知徹底及び注意喚起を図る。

### 第3 農林水産物の摂取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、県から次のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう指示を受けた場合は、県からの指示内容を周知するとともに、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者に対し、これらの措置を講じるよう指示する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林水産物等の出荷制限
- (4) 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

### 第4 飲料水及び飲食物の供給

市は、県から飲料水、飲食物の摂取制限等の措置をとるよう指示を受けたときは、加茂市地域防災計画（風水害等対策編）第3章第25節の「食料品の供給計画」、同章第26節の「生活必需品等の供給計画」及び同章第35節の「給水・上水道施設の応急対策」に基づき、県と協力して市民等への代替飲食物の供給などの応急措置を取る。

## 第8節 緊急輸送活動

【担当及び関係課】 ◎総務班、産業班、土木・上下水道班、消防班

### 第1 計画の方針

市は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

### 第2 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送活動の実施

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

#### (2) 支援の要請

市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。

### 第3 緊急輸送のための交通確保

市及び道路管理者は、交通規制にあたる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置を取る。

## 第9節 救助・救急及び消火活動

【担当及び関係課】 ◎福祉・衛生班、総務班、消防班

### 第1 計画の方針

市は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、防災関係機関相互の緊密な協力体制により、救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施する。

### 第2 救助・救急及び消火活動

#### (1) 資機材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

#### (2) 応援要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、県内各市町村、原子力事業者等に対し、救助・救急及び消火活動について応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

#### (3) 広域消防応援隊等の出動要請

市は、市内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を県を通じて消防庁等に要請する。

### 第3 安定ヨウ素剤の配布

市は、原子力災害が発生し、国等から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、県と協力して、安定ヨウ素剤を住民等に対して速やかに配布する。

## 第10節 防災業務関係者防護対策

【担当及び関係課】 ◎福祉・衛生班、総務班、消防班

### 第1 計画の方針

市は、緊急時において、市民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、放射線モニタリング及び医療措置等に従事する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保するため、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施する。

### 第2 防災業務関係者の安全確保

市は、次により、防災業務関係者の安全確保を図る。

#### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

#### (2) 防護対策

ア 市は、管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を取るよう指示する。

イ 市は、防護資機材に不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、県その他防災関係機関に対し防護資機材の調達を要請する。

#### (3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 市は、防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

イ 防災業務関係者の被ばく管理は、防災関係機関ごとに被ばく管理責任者を定め、各機関独自に行うが、これが困難な場合、市は、県と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行う。

ウ 市は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

## 第11節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

【担当及び関係課】 ◎総務班、消防班

### 第1 計画の方針

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び運搬を原子力事業者から委託された者（以下この節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、海上保安庁、県警察及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器等の安全性を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者等は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に対する必要な運搬情報の提供等の協力に努める。

### 第2 市及び関係機関等の活動

#### (1) 原子力事業者等の活動

原子力事業者は、核燃料物質の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関等関係機関に文書で送信する。

#### (2) 原子力事業者等は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、消火・延焼の防止の措置、立入制限区域の設定、環境放射線モニタリングの実施、核燃料物質による汚染・漏えいの拡大防止及び除去対策の実施等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施する。

さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

#### (3) 県の活動

県は事故の通報を受けた場合、直ちに消防庁に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導のもと、市町村、消防機関及び県警察の協力を得て、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を取る。

#### (4) 市の活動

市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、県、消防及び警察機関と連携して、必要に応じて事故現場周辺の市民等に対し避難等の指示を行うなど、市民等の安全を確保するために必要な措置を取る。

## 第4章 複合災害対策

## 第1節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営

【担当及び関係課】 総務班
---------------

### 第1 計画の方針

原子力災害と発電所周辺外での大規模自然災害等が複合的に発生した場合（以下「複合災害時」という。）には、災害対策基本法に基づく災害対策本部又は警戒本部を設置する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制は、本節に準じる。

### 第2 災害対策本部及び警戒本部の設置基準

本計画第3章第1節第2「原子力災害対策本部等の設置基準」に準じる。

### 第3 災害対策本部及び警戒本部の組織・運営

本計画第3章第1節第3「災害対策本部等の組織・運営」に準じる。

## 第2節 複合災害時における応急対策

【担当及び関係課】 全班（◎総務班）

### 第1 計画の方針

市は、複合災害時において、原子力災害に係る防護対策の実施に支障が生じることが考えられるため、下記の事項について特に留意して対応する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の対応は本節に準じるものとし、複合災害時の対策等について、この章に定めるもののほかは、第3章による。

### 第2 情報の収集・連絡

市は、県及び防災関係機関と協力し、様々な手段を利用して、発電所、道路、ライフライン、避難所予定施設等の被災状況等の必要な情報の収集・連絡を行う。

### 第3 緊急時モニタリング

市は、正常なデータを得るために国や県等が緊急時モニタリングの実施等を行う場合は、これに協力する。

### 第4 住民等への情報伝達活動

(1) 市は、大規模自然災害時の初動期においては、発電所に異常がない場合においても、その旨を広報する。

また、情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること、又は広報車の走行に支障をきたすことが予想されるときは、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。

(2) 市は、住民等の不安解消や混乱防止のための問い合わせ窓口を必要に応じ増設するなど、体制を強化する。

### 第5 避難・屋内退避等

(1) 避難・屋内退避実施に係る防護活動

ア 市は、大規模自然災害等が発生した場合の避難・屋内退避等の防護措置は、本計画第3章第5節「避難・屋内退避実施に係る防護活動」を基本としたうえで、上記第2「情報の収集・連絡」で収集した大規模自然災害による道路や避難施設等の被災状況に応じて、適切に対応する。

イ 市は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を初期段階で検討する。

(2) 避難誘導時の配慮

ア 市は、大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意する。

イ 市は、大規模自然災害等による広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。

(3) 避難・屋内退避所等の運営

ア 市は、大規模自然災害等による避難所等の被害が予想される場合は、その状況を迅速に把握し、県へ連絡する。

イ 市は、県や防災関係機関と協力し、避難・屋内退避の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。

ウ 市は、県と協力し、避難所等において情報を的確に住民に伝達する。

エ 市は、市外からの避難者を受け入れた場合は、避難所における混乱を避け指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置するよう努める。

## 第6 原子力災害医療

(1) 救護所の協力

市は、複合災害時の救護所運営等の実施にあたり混乱が生じないように県に協力する。

(2) 安定ヨウ素剤の配布

市は、道路や運送手段の被災状況を勘案し、県が作成する安定ヨウ素剤の配布・服用計画に基づき、安定ヨウ素剤を配布する。

## 第7 緊急輸送活動

(1) 市は、大規模自然災害等による道路の遮断等が予想される場合に県が行う道路に関する情報収集や代替輸送路、輸送手段の作成について協力する。

(2) 市は、県と協力し、大規模自然災害等によりバス等を保有する機関の被災が予想される場合は、その状況を迅速に把握する。

## 第8 救助・救急及び消火活動

市は、県と連携し、大規模自然災害等の被災によって、救助・救急及び消火活動にあたる要員や資機材が不足する場合は、広域的な避難を要請する。

なお、要請先へは、発電所、避難・屋内退避等の防護対策及び放射性物質の状況について、情報提供する。

## 第5章 災害中長期対策

## 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

## 第2節 被災地域の復旧・復興

### 第1 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県や引き続き存続される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

### 第2 放射性物質による汚染の除去等

市は、復旧・復興に遅れが生じないように、国、県、原子力事業者及び関係機関が行う放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業について協力を行う。

### 第3 各種制限措置の解除

市は、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置解除の指示を県が行った際は、速やかに制限措置の解除や市民等への周知を行う。

### 第4 環境放射線モニタリングの実施協力と結果の公表

市は、県が原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと県、関係機関及び原子力事業者が行う環境放射線モニタリングに協力するとともに、その結果を速やかに市民等に公表する。

### 第5 災害記録の作成

#### (1) 災害地域住民の記録

市は、県の協力のもと、避難及び屋内退避の措置を取った住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨を証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

#### (2) 被害状況調査の実施

市は、県の指示・協力のもと、災害時における規制措置により物的被害を受けた住民等の損害賠償等に資するため、農林水産業、商工業等の受けた被害についての調査や、資料の整備を必要に応じて行う。

#### (3) 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録し、保存する。

## 第3節 被災者の生活再建

### 第1 心身の健康相談体制の整備

原子力災害においては、住民等に、避難等に伴う環境の変化による精神的負担に加え、放射性物質等による被ばくや汚染に対する不安を与える可能性がある。

市は、国、県及び関係機関とともに、不安軽減のための適切な情報提供や、心身の健康に関する相談・調査体制を整備する。

### 第2 被災者等の生活再建等の支援

市は、国、県及び関係団体と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の短期的・継続的支援、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を実施する。

## 第4節 産業への支援

### 第1 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県や関係機関・団体と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客の誘致等のための取組を実施する。

### 第2 被災中小企業に対する支援

市は、国、県と連携し、必要に応じ各種貸付及び制度融資等により、設備復旧基金、運転資金の貸付などの支援措置を行うほか、被災中小企業者・農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

